

刑法改正に伴う各都道府県条例・規則等の対応について

令和 5 年 7 月 13 日に施行された改正刑法等により、性犯罪関連の規定が強化された。その際、いわゆる性交同意年齢が 16 歳に引き上げられるとともに、犯罪構成要件に被害者の年齢を 16 歳未満とした性犯罪に係る規定がいくつか設けられることとなった。

対して、青少年保護育成条例では 18 歳未満の青少年を保護対象としていることから、法と条例の年齢差（16 歳・17 歳の扱い）に着目し、各都道府県における対応状況について聞き取り調査を行った。

1 令和 5 年刑法改正における青少年関連の規定

(1) いわゆる「性交同意年齢」の引き上げ（176 条、177 条）

➡ 「①青少年を相手方とする性交等（淫行）」

16 歳未満の者に対して 5 歳以上年長の者が性交等やわいせつな行為等をした場合は「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」となる。

(2) 16 歳未満の者に対する「面会要求等罪」「自画撮り要求罪」の新設（182 条）

➡ 「②面会要求行為」、「③自画撮り要求行為」

わいせつ目的で面会を要求すること（面会要求）、または性交や性的部位を露出した姿態等をもってその映像を送信することを要求すること（自画撮り要求）が処罰対象とされた。

(3) 「性的姿態等撮影罪」の新設（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律）

➡ 「④性的姿態の撮影」

ひそかに性的姿態等を撮影する行為等のほか、16 歳未満の子どもの性的姿態等を撮影する行為等が処罰対象とされた。

2 都道府県への照会

(1) 照会内容

ア 16・17 歳の者に対する行為への条例等の対応について

(ア) 刑法により 16 歳未満の者に対する行為が処罰対象となった「①青少年を相手方とする性交等（淫行）」、「②面会要求行為」、「③自画撮り要求行為」、「④性的姿態の撮影」に関連する条例・規則上の規定の有無

(イ) 改正刑法により 16 歳未満の者に対する①～④行為が処罰対象となったことを受け、刑法の対象とならない青少年（16 歳・17 歳）を保護する観点で条例や規則の改正を行うか。

(ウ) 刑法改正後、条例や規則等の改正以外に何らかの対応を行っているか。

イ その他の対応について

(ア) 年齢の差の補完以外の観点での条例・規則等の改正の有無

(イ) その他改正刑法を踏まえた今後の対応

(2) 照会結果

【ア (ア) : ①～④に関連する条例・規則の位置付けの有無】

刑法等の規定	都道府県条例・規則等への位置付け
①青少年を相手とする性交等（淫行）	47 の都道府県条例で規定あり
②面会要求行為	0 の都道府県条例で規定あり
③自画撮り要求行為	39 の都道府県条例で規定あり
④性的姿態等撮影	0 の都道府県条例で規定あり

【ア (イ) : 16・17 歳の補完】

改正の状況	該当する 都道府県数	主な理由
改正済	なし	—
改正予定	2 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年（18 歳未満）を保護対象として、淫行等を目的とした面会要求及び児童ポルノ等の提供の禁止及び罰則適用の方向。 ・ 現状、条例に自画撮り要求を禁止する規定がなく、刑法において規制対象外となっている年齢の青少年についても、自画撮り要求行為による被害から保護する必要があると考えられるため。
検討中	10 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の状況や全国的な動き等に注視しながら、改正すべきかどうかも含めて検討中。 ・ 刑法改正で 16 歳未満を対象としたものに対し、18 歳未満に引き上げることは規制範囲を拡大することになるので、全国の条例の改正状況などをみながら必要性を見極め、慎重に判断したい。
改正予定なし	33 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の社会状況や県民意識、国の動向などを注視することとし、当面の間、16 歳・17 歳を補完する目的での改正は行わない予定。
その他	2 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な検討には至っていないが、情報収集している。

【ア（ウ）：条例や規則等の改正以外の対応等】

- ・現時点では改正後の状況を見守ることとしており、他機関との具体的な連携や発信などの対応は行っていない。（多数）
- ・県内の青少年に対する性犯罪の被害について県警との情報交換を行う。

【イ（ア）：年齢の差の補完以外の観点での条例・規則等の改正の有無】

改正の状況	該当する都道府県数	主な理由
改正済	8 都道府県	・有害図書の包括指定の規定のうち、「強制性交等」の記載を、「不同意性交等」に改めた／改める。
改正予定	9 都道府県	
検討中	7 都道府県	・改正刑法の処罰対象となる行為の範囲等と条例との関係について、改正すべき部分の検討等を慎重に進めていきたい。 ・有害図書の包括指定の規定のうち、「強制性交等」の記載を「不同意性交等」に改める方向で検討中。
改正予定なし	21 都道府県	・有害図書類に係る規定は罪名によらず行為態様を規制しており、このたびの刑法改正による直接の影響はない。
その他	2 都道府県	・具体的な検討には至っていないが、情報収集している。

【イ（イ）：その他改正刑法を踏まえた今後の対応】

- ・刑法改正後の社会や県民意識等の変化、国や他自治体の動向を注視していく。

参考

【刑法】

(不同意わいせつ)

第七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

- 一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。
- 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕がくさせること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- 七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
- 八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

(不同意性交等)

第七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛こう門性交、口腔くう性交又は膣ちつ若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
 - 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
 - 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為(第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。)を要求した者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下この号において同じ。)を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその映像を送信すること。

【性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律】

(性的姿態等撮影)

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為
イ 人の性的な部位(性器若しくは肛こう門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十七条第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態

二 刑法第一百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法第一百七十六条及び第一百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。